

## 論点整理

2008年1月30日  
国際協力銀行 / 日本貿易保険

本論点整理は、国際協力銀行（以下「JBIC」）並びに日本貿易保険（以下「NEXI」）が、「環境社会配慮のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）の実施の状況、OECD 輸出信用及び信用保証部会における「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチの OECD 勧告」（以下「コモンアプローチ」）の見直しの状況などの環境を巡る国際的な議論、等を踏まえ抽出した論点について、整理、検討したものである。

なお、本論点整理には、2007年11月26日付 NGO 提言書も含めた各関係者からの意見等については、現段階では反映していない。

論点項目	論点検討のポイント
1．国際的基準の取扱いの明確化	<p>(1) JBIC / NEXI が公的輸出信用機関として踏まえるべきコモンアプローチが 2007 年 6 月に改訂され、国際的基準の取扱いについては、従来の“would be applied”から“expected to meet”に変更されている。</p> <p>(2) 現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、国際的基準の取扱いについて「ベンチマークとして参照」することを規定しており、上記コモンアプローチ改訂内容と矛盾したものではないが、更に見直す必要があるか否か等について要検討。</p>
2．参照すべき国際的基準の取扱いの明確化	<p>(1) 上記 1. の 2007 年 6 月のコモンアプローチの改訂では、世銀セーフガードポリシーと同等であった IFC セーフガードポリシーが改訂され、IFC パフォーマンススタンダードが新たに制定されたことに伴い、参照すべき国際的基準として、以下の通り明確化がなされている。</p> <p style="padding-left: 40px;">10 の世銀セーフガードポリシーの関連項目を参照すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">適切な場合、民間セクターのリミテッドリコースまたはノンリコースのプロジェクトファイナンスの場合、8 つの IFC のパフォーマンススタンダードの全ての関連項目を参照すること。</p> <p>(2) 現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、参照すべき国際的基準について、「世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等」と規定し、上記の基準等も含まれる表現であることから、改訂後のコモンアプローチの内容はカバーし得るものとなっているが、より明確化する必要性があるか否か等について要検討。</p>
3．原子力発電セクターの例示	<p>(1) コモンアプローチにおいては、従来から原子力発電プロジェクトを、影響を及ぼしやすいセクター（カテゴリ A に属するプロジェクト）の一つとして例示している。</p> <p>(2) 現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、原子力発電プロジェクトを影響を及ぼしやすいセクターの一つとして例示していない。これは例示されている対象セクターが件数の多寡また発生蓋然性に拠るため</p>

	<p>あり、コモンアプローチで例示されながら現行 JBIC / NEXI ガイドラインで例示されていないセクターは他にも存在する。</p> <p>(3) JBIC / NEXI として原子力発電プロジェクトを今後手がけていく蓋然性は、現行ガイドライン制定時と比較して、高まっていると思われる。</p>
<p>4 . 地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援の検討</p>	<p>(1) 地球温暖化問題は、全世界的問題として受止められており、気候変動枠組条約は 200 近い国々が締結し、また同条約締約国会議である COP におけるポスト京都議定書の議論も深まっている。</p> <p>(2) 省エネ先進国でもある我が国として、CDM 案件や省エネ案件等の地球環境保全に貢献するプロジェクトを積極的に支援する方針は明らか。</p> <p>(3) 政府機関である JBIC / NEXI においても、各機関の事業の特性に応じそれぞれ適切な形で、地球環境保全に貢献するプロジェクトを支援するべきもの。</p>
<p>5 . その他文言の明確化・例示等</p>	<p>(例)</p> <p>(1) 発展途上国以外で実施されるプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NEXI ガイドラインでは「発展途上国 (DAC リスト掲載国をいう。以下同じ。) で実施され、かつ著しい負の環境影響を生じる可能性を有するプロジェクトは、カテゴリ A に分類される。」と規定され、また発展途上国以外で実施されるプロジェクトは「原則としてカテゴリ C に分類される」と例示している。</li> <li>・ 他方、コモンアプローチにおいては仕向国による特段の区別はなされていないほか、DAC リストが改訂された場合の対応が必ずしも明確化されていない。</li> </ul> <p>(2) カテゴリ B プロジェクトのレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NEXI ガイドラインでは、JBIC ガイドラインの「EIA 手順がなされていた場合は、EIA 報告書等を参照することもあるが、必須ではない」に当たる規定を明記しておらず、規定上不明確。</li> </ul> <p>(3) 環境審査に係わる保険種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NEXI ガイドラインは、保険種を列記しているが、保険種を新設した場合等の扱いが必ずしも明確になっていない。</li> </ul>